

## 志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について

平成19年3月1日  
北陸電力株式会社

当社は、志賀原子力発電所の原子力事業者防災業務計画について、原子力災害対策特別措置法第7条の規定に基づき、石川県知事及び志賀町長との協議を経て、修正しましたので、その要旨を添付資料のとおりお知らせいたします。

また、本計画については、本日、経済産業大臣に届出いたしました。

添付資料「「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正（要旨）」

以 上

## 「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正（要旨）

## 1. 修正の目的

原子力部門の社内組織改編に伴い、防災体制組織・通報連絡ルート等の修正を行う。

## 2. 修正年月日

平成19年3月1日

## 3. 修正の要旨

概 要	修 正 内 容
発電所防災組織における各班長の職位の見直し	発電所内の組織改編に伴い、発電所防災組織における各班長の職位の修正を行った。（別紙 図 - 1 参照）
本店災害対策組織及び業務の一部見直し	社内組織改編に伴い、本店災害対策組織の見直し及び業務の一部を発電所防災組織へ移管した。（別紙 図 - 2 参照）
事象発生時の通報経路の見直し	本店災害対策組織の業務一部移管に伴い、社外通報連絡経路の一部修正を行った。（別紙 図 - 3 参照）
その他	平成19年1月9日付けで防衛庁が防衛省に移行したため名称の修正を行った。

（参考：原子力事業者防災業務計画の主な内容）

第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、基本構想、計画の運用と修正及び定義について規定
第2章 原子力災害予防対策の実施	原子力防災組織の設置、原子力災害の情勢に応じた原子力防災体制の整備、通報や業務に必要な設備及び資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施並びに国、地方公共団体、地元防災関係機関との連携等について規定
第3章 緊急事態応急対策等の実施	原子力災害対策特別措置法に基づく通報、災害拡大防止や放射能影響評価など応急措置の実施、第2緊急体制発令時のオサイトセンターへの要員派遣など緊急事態応急対策等について規定
第4章 原子力災害事後対策	発電所の復旧対策、行政機関等への原子力防災要員等の派遣等について規定
第5章 その他	他の原子力事業者への協力について規定

以 上

